

第3次千葉県歯・口腔保健計画(試案)に対する御意見と県の考え方(市町村)

資料1-3

※御意見については、取りまとめの上、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

No	項目名	ページ	意見の概要	県の考え方
1	第1章第1節 千葉県歯・口腔保健計画(H30～R5)の最終評価	3	直近値が健康ちば21(第3次)と異なる項目があったので、データソースも含め統一できるとよい。また目標値の標記についても統一できるとよい	御意見ありがとうございます。健康ちば21(第3次)は、評価年度(令和3年度)を定めており、直近値として評価していないため、本計画の数値との相違があります。また、目標値の相違については、計画期間の違いから生じています。
2	第1章 第2節 歯科疾患の状況	6	第1章では年齢区分が1乳幼児、2児童生徒、3成人及び高齢者となっているが、概要および第3章 施策の方向では 2乳幼児期、3少年期、4青壮年期、5中年期・高齢期 なので、第1章でも第3章と同じ区分けで現状を記載して頂いたほうがわかりやすいのではないかと。	第1章は、2次計画の総括であるため、2次計画の表記で記載しています。
3	第1章 第2節 1 乳幼児 (1)1歳6か月児	6	本文中6.3ポイントとなっているが、グラフ中6.25パーセントとなっているので6.25ポイントにしたほうが良いと思う。	御意見のとおり、修正いたします。
4	第1章 第2節 2 児童生徒	9	年次推移と市町村別の有効数字が違うので合わせたほうが良いと思う。本文が小数第3まで書いてあるのに、最初に見るグラフが小数第2までしかないのは気になるため。	出典元の学校保健統計調査(文科省)の数値が小数点第2位までの表示であるため、図7は小数点第2位で合わせています。本文内の記載は、小数点第3位までの表示をしている千葉県児童生徒定期健康診断結果であるため、このままの記載とします。
5	第1章 第3節 3 (4)かかりつけ歯科医の有無について	16	県政に関する世論調査の調査対象年齢は何歳から何歳なのでしょう。成人、高齢者なのでしょう。	18歳以上です。
6	第1章 第4節 1 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士 第3章 第5節 3 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる人の確保及び資質の向上	18	P18,19,20,46 歯科医師数等は単位(人)を明記した方がよい	御意見のとおり、修正いたします。
7	第3章 第1節 【現状と課題】について	26	「ライフコースの入り口である乳幼児期の……」とありますが、用語解説ではライフコースアプローチは、胎児期から高齢期に至るまでの…と定義されています。ライフコースの入り口は乳幼児期と言う表現は妥当なものでしょうか。	歯・口腔の健康づくりプラン推進のための説明資料(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会・歯科口腔保健の推進に関する専門委員会、令和5年10月) P21 L26 基本的な考え方 内にも同様の文言で記載されているため、本計画においても引用しております。
8	第3章 第1節 【現状と課題】について	26	「〇3歳児のむし歯の有病者率及び1人平均むし歯数は、年々減少しています。ライフコースの入り口である乳幼児期の多数歯むし歯は、社会経済的要因が影響すると指摘されており、…」とあるが、「社会経済的要因が影響すると指摘されている」エビデンスを示していただきたい	歯・口腔の健康づくりプラン推進のための説明資料(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会・歯科口腔保健の推進に関する専門委員会、令和5年10月) P21 L26 基本的な考え方 内に記載 東京医科歯科大の相田教授の学術論文に記載されています。「オーラルヘルスと健康格差」等その他 ①寺川由美, 稲田 浩, 辻 ひとみほか: 大阪市 3 歳児健診におけるう歯と育児環境との関連. 小児保健研 77: 35-40, 2018. 39 ②五十嵐彩夏, 相田 潤, 坪谷 透ほか: 茨城県における 3 歳児う蝕有病者率の健康格差の推移: 2005-2013 年地域相関研究. 口腔衛生会誌 68: 85-91, 2018
9	第3章 第2節 1 妊産婦期 【施策の方向性】について	28	乳幼児等の歯・口腔の増進に関する知識の普及啓発を推進します。とありますが、乳幼児期の育児に関する事なので、妊産婦に限定することなく、「その家族等」などの表現を追加してはいかがでしょうか。	前段(1つ目の〇)に妊産婦やその家族等について記載していることで対応しているものと認識しております。
10	第3章 第2節 2 乳幼児期 3 少年期 【施策の方向性】について	29	むし歯予防に関して効果の高いフッ化物洗口についての施策の優先度が低く思われます。集団におけるフッ化物洗口が推奨されている(フッ化物洗口マニュアル2022年版/厚生労働省)にもかかわらず、県としての推奨が弱く感じます。	御意見ありがとうございます。国の動向等を踏まえ、前計画の「フッ化物応用について、県民の利用について支援を行っていく」から「フッ化物応用の取組を推進していく」と表現を変更しています。
11	第3章 第2節 2 乳幼児期 第3章 第5節 1 情報の収集及び提供 【現状と課題】	29	P29,P41 「仕上げ磨き」は「仕上げみがき」とした方がよい	御意見のとおり、修正いたします。
12	第3章 第2節 3 少年期 について	30	2つ目の〇:「歯肉の炎症が増加し、不正咬合等がみられます。」とありますが、P9第1章 第2節 歯科疾患の状況 2 児童生徒 ではむし歯の状況しかありません。学校の歯科健診の結果から千葉県歯肉の炎症と不正咬合の状況を示して頂きたい。	御意見ありがとうございます。いただいた意見については、今後の参考とさせていただきます。
13	第3章 第2節 3 少年期	30	マウスガードの普及啓発は少年期のみとなっていますが、部活動やクラブチームでの活動が本格的になる高校生、大学生への周知啓発も必要と考えます。	【教育庁・保健体育課】 高校生では体がぶつかり合うコンタクトスポーツ以外にも球技での外傷も多くなっています。自分の身を守るために、各自の判断で防具を装着することはありますが、マウスガードも同様に各自の判断で着用するものと考えます。
14	第3章 第2節 3 少年期 【現状と課題】	30	「〇生活習慣の改善やフッ化物配合歯磨き剤の普及等により…」とありますが、県内のフッ化物洗口実施施設数及び人数は増加しており、フッ化物洗口が少年期のむし歯の減少に寄与している可能性があるのではと考えます。「生活習慣の改善～歯磨き剤の普及、県内のフッ化物洗口実施施設数及び人数の増加等により…」としてはいかがでしょうか。	御意見ありがとうございます。フッ化物洗口を実施していない市町村も減少していることから、いただいた意見については、今後の参考とさせていただきます。
15			「〇少年期は、むし歯が増え、歯肉の炎症が増加し、不正咬合等…」とありますが、むし歯に関する具体的な数値目標は設定されていますが、歯肉炎については数値目標が設定されていません。歯周病は少年期の早期からの予防が重要であり、国の歯科口腔保健推進基本的事項(第二次)においても、「10代における歯肉に炎症を有する者の割合」を数値目標に設定しているため、少年期の歯肉炎に関する数値目標を設定してはいかがでしょうか。	No.12と同じ

第3次千葉県歯・口腔保健計画(試案)に対する御意見と県の考え方(市町村)

資料1-3

※御意見については、取りまとめの上、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

No	項目名	ページ	意見の概要	県の考え方
16	第3章 第2節 4 青壮年期 について	31	1つ目の○、2つ目の○について P16(3) 歯の健康診査の受診状況、(4) かかりつけ歯科医の有無の結果を踏まえた現状と課題の記載をお願いしたい。	御意見ありがとうございます。 健康診査の受診状況については、【現状と課題】1つ目の○内の「…定期的な歯科健診…を受けることが重要です」、2つ目の○内の「…定期的な歯科健診の受診や…必要があります」に含まれていると考えています。 かかりつけ歯科医については、【現状と課題】2つ目の○内の「…青年期からかかりつけ歯科医を持ち、…を受ける必要があります」に含まれていると考えています。
17			4つ目の○: 歯ブラシ以外の器具の使用状況の現状しか記載がないので、使用率をアップする等の課題の記載をお願いしたい。 同様に、5つ目の○も現状の記載のみなので、課題の記載をお願いしたい。	御意見ありがとうございます。 現状の内容から課題を読み取っていただきたいと思います。 8020については、現状について記載しましたが、今後も更なる向上を目指してまいります。
18	第3章 第2節 4 青壮年期、5 中年期・高齢期	31	P31-34 口腔がん検診については、現在国のがん検診の指針がなく、行政が実施する対策型検診としては推奨されていませんが、普及啓発に留まらず「県が口腔がん検診の実施に取り組めます」とあります。これらを明記する根拠や理由をご教示ください。また、市町村の役割はどのようになるかご教示ください。	千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例 第11条二項が根拠となっています。 口腔がんは、定期的な歯科健診受診で早期発見や早期治療が可能となるため、関係団体と連携し、普及啓発の一環として検診事業を行ってまいります。 市町村の役割については、今後検討してまいります。
19	第3章 第2節 4 青壮年期、5 中年期・高齢期 【施策の方向】	32	P32,P34 「○口腔がんの早期発見に向けて…口腔がん検診の実施に取り組んでいきます。」とありますが、具体的にどのような形式で検診を行う予定なのか、現時点で決定していることがありましたら教えてください。	県歯科医師会に委託し、県内各地(口腔がん検診未実施市町村)において、集団検診方式で実施します。
20	第3章 第2節 5 中年期・高齢期 【施策の方向】	33	「市町村で実施する歯周疾患検診等の取組を支援します」とあるが、具体的にはどのようなものを想定しているのか。 (市町村側が支援されている様子が浮かばない)	健康増進事業として事業費の1/3を県から補助しております。 また、県民に対し、県主催のイベントや県ホームページ及びリーフレット等において、歯周疾患検診の受診促進について啓発をしています。 さらに、未実施市町村へ技術的助言を実施しています。
21	第3章 第2節 5 中年期・高齢期	33	施策の方向性で「市町村で実施する歯周疾患検診等の取組を支援します」とありますが、具体的にどのような支援をしていただけるのかご教示ください。	No.20と同じ
22	第3章 第2節 5 中年期・高齢期 【施策の方向性】について	34	根面う蝕に対して、フッ化物配合の歯みがき剤等、フッ化物応用とありますが、ここにもフッ化物洗口を明記してはいかがでしょうか。第4節の1障害のある人の施策の方向性にフッ化物洗口が書かれていて、中年期・高齢期に無いのは不自然と感じます。	いただいた御意見については、「フッ化物応用の重要性」の文言で対応しているものと認識しております。
23	第3章 第3節 口腔機能の獲得・維持・向上について	34	2つ目の○で述べている口腔健康管理に関する職種に対する研修の実施や連携体制の構築は、口腔機能の獲得・維持・向上の【施策の方向】でも必要ではないではないか。	御意見のとおり、P36【施策の方向】、[中年期～高齢期]内に追記いたします。
24	第3章 第4節 定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健	37	本文上段2段目の「歯科検診」を「歯科健診」と統一する	御意見のとおり、修正いたします。
25	第3章 第4節 1 障害のある人	37	施設入居者等に対し、心身障害児者歯科保健巡回指導事業(ビーバー号)を実施するとありますが、障害福祉サービス事業所は含まれないのでしょうか。市内障害福祉サービス事業所では、申し込みをしても断られてしまったことがあるため、受け入れ体制の充実を希望します。	【障害福祉事業課】 障害福祉サービス事業所も当該事業の対象となっており、事業所の状況や過年度の実績等を加味した上で実施施設を選定しております。 今後も障害児者の歯科口腔保健に資するよう、取り組んでまいります。
26		37	1 障害のある人 【現状と課題】に課題としてP5の施設における定期的な歯科健診の実施率の増加も必要ではないか。	御意見ありがとうございます。「地域」という文言の中に「施設」も含まれているものと認識しています。
27	第3章 第4節 定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健について	38	2 介護を必要とする人 【施策の方向】にP37の【施策の方向】の1つ目の○と同じように介護をする家族や職員の口腔ケア等の資質向上は必要ではないか。	【施策の方向】4つ目の○の項目に含まれていると考えています。
28		40	3 病院入院患者 病院での入院中の口腔ケアだけでなく、入院前に歯科医療機関での口腔ケアが必要なことも記載するべきではないか。	【現状と課題】2つ目の○内の「…このため、周術期の口腔ケアや…を行うことが重要です」及び 【施策の方向】2つ目の○内の「がん患者等の周術期における口腔ケア…」に含まれていると考えています。
29	第3章 第5節 歯科口腔保健を支える社会環境の整備について	41	【施策の方向】の3つめの○ですが、フッ化物の応用は高齢者にも必要なため、それがわかるように高齢者施設等として欲しい。	御意見のとおり、高齢者施設等を追記いたします。
30	第3章 第5節 2 (1)、(2) ○保健医療福祉関係者の役割、○事業者・保険者の役割、○県民の役割、○研究機関との連携 について	44	文末が「～必要があります。大切です。」となっているが、「必要があるので、●●します。」など、(3)やP45(4)のように、県がどうするのか(どうしてくれるのか)記載して欲しい。	県の具体的な取り組みについては、各ライフコースでの【施策の方向】に記載しています。
31	第3章 第5節 2 市町村その他関係者の連携体制の構築	43	県の役割と市町村の役割の間に「保健所の役割」を明記してはいかがでしょうか。特に、歯科衛生士未配置市町村や市町村が新たな歯科保健事業を企画立案する際には、積極的な支援を行うこと、などの大きな役割があるはずですが、もし難しいようであれば、県の役割の中に保健所についても明記してはいかがでしょうか。 また、市町村の役割にも、県と同様、計画策定などの業務は何らかの形で明記してはいかがでしょうか。計画となると法的根拠がなくなりますが、条例制定や歯科保健計画を策定している市町村は多く存在します。そこを後押しできるような県の計画であってほしいと思います。さらに、住民ボランティア団体との連携、育成などについても何かしらの記載を望みます。	御意見ありがとうございます。いただいた意見については、今後の参考とさせていただきます。

第3次千葉県歯・口腔保健計画(試案)に対する御意見と県の考え方(市町村)

資料1-3

※御意見については、取りまとめの上、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

No	項目名	ページ	意見の概要	県の考え方
32	【施策の方向性】について	44	保健医療福祉関係者の役割 介護支援専門員(ケアマネジャー)とありますが、厚生労働省や千葉県介護支援専門員協議会においては、介護支援専門員(ケアマネジャー)と記載されています。 また、44ページには「ライフステージごとの特性とライフコースを踏まえた」という表記がされていますが、他も含めて「ライフコース」と「ライフステージ」の錯綜しているようにも見え、もう少し整理できないものでしょうか。	御意見のとおり修正します。(ケアマネージャー→ケアマネジャー) 御意見ありがとうございます。いただいた意見については、今後の参考とさせていただきます。
33	第3章 第5節 3 歯・口腔の健康づくりの業務に関わる人の確保及び資質の向上 【現状と課題】について	46	市町村において歯科衛生士の確保を図る→「確保」を「配置」と表現してはいかがでしょうか。(施策の方向性は「配置」となっています)	御意見のとおり修正します。
34	第3章 第5節 3 歯・口腔の健康づくりの業務に関わる人の確保及び資質の向上 【施策の方向性】について	46	千葉県には市町村歯科衛生士が106人います。単なる「研修」ではなく「階層別研修」が必要とされています。	御意見ありがとうございます。いただいた意見については、今後の参考とさせていただきます。
35	第3章 第5節 1 情報の収集及び提供 【施策の方向】	46	「1 情報の収集及び提供」の【施策の方向】に記載のある「情報収集し市町村その他関係者に提供」や、「市町村や施設関係者を通してフッ化物洗口等によるむし歯予防対策を啓発」といった、情報提供を正しく、根拠を明らかにして推進していくために、また、「2 市町村その他関係者の連携体制の構築」の【施策の方向】に記載のある「市町村の役割」および「事業者・保険者の役割」においても、記載のある内容を適切に取り組み、住民や被保険者が格差なく適切な支援を受けるために、「3 歯・口腔の健康づくりの業務に関わる人の確保及び資質の向上」の【施策の方向】の特に「市町村等に歯科衛生士の配置を働きかける」ことが有用であることから、人口対10万人に対する歯科衛生士の配置数などについて、県は研究し、より強力に市町村に働きかけを行っていただきたい。 については、その前段の【現状と課題】の4項目目に、「36市町106名となっており、各市町における人口対10万人あたり平均〇〇人の配置となっています」といった記載を付記していただくことを希望するもの。また、【施策の方向】の4項目目に「市町村等に歯科衛生士の配置を働きかける」の部分も、「市町村等に歯科衛生士を人口規模に応じた適切な人数を配置するよう働きかける」などの表記にし、歯科衛生士の配置が歯・口腔の健康づくりのみならず、それらを通じた地域保健の充実や健康寿命延伸、健康格差縮小に寄与することを明記していただきたい。	御意見ありがとうございます。いただいた意見については、今後の参考とさせていただきます。
36	第3章 第5節 4 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制確保 について	47	阪神淡路大震災の時に災害関連死の1/4が誤嚥性肺炎だったことを記載したほうが、災害時の口腔ケアの重要性が伝わるのではないかと。	御意見ありがとうございます。いただいた意見については、今後の参考とさせていただきます。
37	第3章 第5節 5 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究	48	「歯科口腔保健を推進するために、ICT等の効果的な活用について検討を進めていきます。」とありますが、具体的に何をどう活用していくのかご教示ください。	御意見ありがとうございます。具体的な活用方法については、今後検討してまいります。
38	第3章 第6節 県民の行動目標 乳幼児期の県民の行動目標について	49	乳歯がむし歯にならないよう、正しい歯みがきや仕上げみがきの習慣を身につけます。 ※赤字下線部分を追加することでよりわかりやすいと思います。	御意見ありがとうございます。「歯みがき習慣」に仕上げみがきも含まれているものと認識しておりましたが、ご意見のとおり、追記させていただきます。
39	第6節 県民の行動目標	49	乳幼児期と少年期に「むし歯にならないよう正しい歯みがき習慣を身につける」とあるが、歯みがき自体がむし歯予防になるエビデンスが乏しく、フッ化物配合歯磨剤を使用して歯みがきすることでむし歯予防の効果があることがわかっている。「フッ化物配合歯磨剤の使用」を明記することが望ましいのではないかと。	御意見ありがとうございます。まずは、歯みがき習慣を身につけていただくことを念頭に置いています。啓発時には、フッ化物配合歯磨剤についても丁寧に説明していきたいと考えています。
40	第3章 第6節 県民の行動目標について	49	「歯科医療を受けることに困難がある人等:家庭や施設などにおいて、歯間清掃用具などを用いたセルフケアを行います。」とありますが、歯科医療を受けることに困難がある方々は、障害のある方や介護を必要とする方であり、ご自身で歯間清掃用具等を用いたセルフケアを行うのは難しい場合が多いのではと考えます。本人が、専門職による口腔ケア等のプロフェッショナルケアや、家族などから適切な口腔ケアを受けられるような行動目標を設定してはいかがでしょうか。(例)「支援者が口腔ケアに必要な知識を身に付け、実践する。」等	御意見ありがとうございます。御意見のとおり、「支援者(介護者)等が口腔ケアに必要な知識を身に付け実践します」を追記します。
41	第5章 施策の目標について	51	「40歳以上における歯周炎を有する者の割合の減少」の歯周炎とは、「進行した歯周炎」を指すのか	そのとおりです。国の計画と同じ表記にしています。
42		「40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合の減少」の目標値が、「4%以下」とのことだが、現状値の19.3%から非常に低い値と見られるため、その目標設定の理由を示されたい	直近7回(H21~R3)のデータに基づく線形回帰モデルによる将来推計から算出しています。	
43	第5章 施策の目標について	51	令和11年度の目標値を設定される際には、例えば「実績の10%向上」など、何か基準を設定しているのでしょうか。今後、当市での計画策定の際等にも参考にさせていただきますので教えていただけると幸いです。	国の目標値、過去の実績値(増加幅)からの推定値、直近値、全国平均値等を参考に設定しています。
44	第3次千葉県歯・口腔保健計画(試案)概要 妊産婦期の課題について	概要	むし歯や歯周病が進行しやすく、妊婦の歯周病は早産や低出生体重児出生のリスク等を増加させる側面がある。 ※(赤字下線部分を追加、等を削除した方が具体的でわかりやすいと思います。	御意見のとおり修正します。
45	計画書全体について		様々な字体が混在しているので、統一されたい グラフや表などについても、年度表記や字体が様々であるため統一すべきでないか	指標と用語解説については、ユニバーサルデザイン文字、図表については、和文字メイリオ、英数字はcenturyを使用し、字体の統一を図っています。
46			健康格差の縮小のためにも千葉県内で23もの市町村で取り組んでいる施設におけるフッ化物洗口事業を乳幼児期や少年期のう蝕予防策として「フッ化洗口の取り組み」もしくは「フッ化洗口の推進」等の明確な記載をしてほしい。	P29乳幼児期の【施策の方向】4つ目の○、P30少年期の【施策の方向】6つ目の○内にフッ化物の応用の1つとして記載しておりますが、明確な記載については、今後の参考とさせていただきます。
47			全年代を通して「定期的に歯科健診を受診」や「かかりつけ歯科医普及」の理由として、プロフェッショナルケアや予防処置について記載があってもよいのではないかと。	御意見ありがとうございます。「定期的な歯科健診の受診」や「かかりつけ歯科医の普及」により、プロフェッショナルケアや予防処置に繋がっていくものと認識しておりますが、いただいた意見については、今後の参考とさせていただきます。

第3次千葉県歯・口腔保健計画(試案)に対する御意見と県の考え方(市町村)

資料1-3

※御意見については、取りまとめの上、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

No	項目名	ページ	意見の概要	県の考え方
48			全体的に前向きで活気がある千葉県としての特徴ある形にできないか。せっかくの千葉発の「8029運動」が活用されていない。	御意見ありがとうございます。いただいた意見については、今後の参考とさせていただきます。